

筑北村立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年5月
筑北村教育委員会

目次

1 計画の趣旨、現状	1
2 目標	1
3 計画期間	2
4 業務量管理・健康確保措置の取組	2
5 関連する取組、今後のフォローアップについて	4

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。）第8条第1項の規定に基づき、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和7年文部科学省告示第114号。）に即して策定するものです。

筑北村立の学校における働き方改革を推進し、教育職員がゆとりを持って教育活動に専念できる環境を整備することで、持続可能な学校運営体制を確立し、教育の質の向上につなげます。

(2) 本村の現状

- 本村では、令和4年2月に所管する学校における教育職員の在校等時間の上限を定める方針として、「筑北村立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を策定し、教育職員の在校等時間の管理とその縮減に取り組んできました。
- こうした取組に対する本村における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりです。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
		合	合
筑北小学校	月30.7時間	26.8%	6.0%
聖南中学校	月40.0時間	12.8%	4.5%

2 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1か月時間外在校等時間が45時間以下の割合が前年度より上回ること
- ・ 1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間が前年度より減少すること

(2) 教育職員のワークライフバランスや働きがい等に関する目標

- ・ 1年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする 【令和7年 13日】
- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合は10%以下にする

【令和7年 11.1%】

3 計画期間

令和8年度から令和10年度まで

4 業務量管理・健康確保措置の取組

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

- ① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
 - ・児童生徒の登下校時について、PTAや地域ボランティア等による見守活動の継続と推進を図ります。
- ② 学校徴収金の徴収・管理
 - ・学年費等の学校徴収金について、徴収手続き等について国や県の動向を踏まえ、調査・研究を行います。
- ③ 地域と学校との協働活動の関係者間の連絡調整等
 - ・コミュニティスクールの仕組みを活用し、学校・家庭・地域等が連携して子どもたちの成長を支える体制の構築を進めます。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ① 調査・統計等への回答
 - ・調査内容、回答方法などを精査し、教育職員の業務負担軽減を図ります。
- ② 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理
 - ・学校が保護者へ配布する広報資料については、保護者連絡ツールの活用により、事務負担の軽減を図ります。
- ③ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理
 - ・水泳学習は民間施設の活用を進めます。
 - ・学校施設開放での施設貸出しにあたっては、キーボックスの活用による鍵の管理や公共施設予約システムの導入による予約管理など、教育職員を介さずに利用できる仕組みの構築を進めます。
- ④ 部活動
 - ・令和9年度までに休日の部活動の地域クラブ活動への展開を図ります。平日の部活動については、活動時間の適正化を図り、部活動指導員の配置を進めます。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

① 授業準備・授業支援

- ・教員業務支援員（スクールサポートスタッフ）を各校に配置し、事務的作業の軽減を図ります。

② 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・学校と教育支援室、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、教育相談所、ふれあい教室などの関係機関との連携強化を図り、効果的な支援を進めます。

- ・専科の村費講師による支援の継続を図るとともに、特別支援教育支援員や校内支援センター支援員等の配置について、必要に応じて更なる充実を検討します。

- ・教育支援室を活用し、学校と外部機関や専門的な人材とをつないだり、効果的な支援が行えるよう体制整備に努めます。

(2) 学校における措置の推進

上記3分類に該当するもののほか、以下の取組によって教育職員が担う業務の適正化を図ります。

ア 筑北村教育委員会主催の会議について、回数の見直しやオンライン会議の活用を検討します。

イ 学校に対して教育職員の「勤務時間の割振り」の着実な運用を進めるよう、制度について周知します。

ウ 時間外の一定時刻以降の電話には、留守番電話等での対応を検討します。

エ 校長など管理職は、勤務時間管理ソフトの活用により教育職員の勤務時間の把握に努め、必要により適正勤務の指導につなげます。

オ 学校は、校内の各種申請書や報告書等のデジタル化を推進し、紙媒体での作成・提出の削減を目指します。

カ 各学校において、当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を進めます。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

ア 校務支援システムの客観的な記録により教育職員の在校時間を正確に把握します。

イ 管理職は、教育職員の在校時間データを定期的に確認し、長時間勤務の兆候がある場合は早期に指導・助言します。

ウ 1か月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員には、本人の申し出により医師による面談の機会を設けます。

エ 時間外在校等時間が常態化している教育職員に対し、管理職は定期的な面談を

- 実施し、業務の効率化や業務量の調整等、働き方に関する指導・助言を行います。
- オ 教育職員のストレスチェックを実施し、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進します。
- カ 管理職を対象に職員のメンタルヘルスに関する定期的な啓発を実施し、教育職員の異変を早期に察知し、適切な判断につなげられるよう体制を構築します。
- キ 管理職は、教育職員が年次有給休暇を計画的に取得できるよう、業務調整を支援します。
- ク 管理職は、出産・育児、介護等に関する休暇制度について周知し、教育職員が安心して利用できる環境を整備するとともに、夏季休暇やリフレッシュ休暇など各種休暇制度の取得を奨励します。
- ケ 夏季休業期間中に、連続して7日間（土日を含む。）の学校閉庁日を実施します。
- コ 月2回程度の「教職員定時退勤日」をすべての学校で設定し、実施します。
- サ 管理職は、円滑なコミュニケーションと協力し合える職場づくりを進めるとともに、職務経験の少ない教育職員が助言や支援を受けやすい環境を整えます。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 取組の着実な実行を図るため、村内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、村のホームページで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとします。
- (2) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・助言・支援等を実施します。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を行います。
- (3) 各学校における働き方改革の取組が進むよう各学校へ本計画を周知し、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化します。
- (4) 各学校において、管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会等における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施します。